

自動火災報知設備の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、自動火災報知設備の設置及び維持に関し、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、「規則」という。）及び豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(受信機)

第2 受信機の常用電源は、次によるものとする。

(1) 交流電源

ア 電源の電圧及び容量は、適正なものとする。

イ 電源電圧は、300V以下とする。

ウ 定格電圧が、60Vを超える受信機の金属製外箱は、接地工事を施すこと。

エ 電源は、専用回路とすること。ただし、自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれのない場合は、他の消防用設備等の電源と自動火災報知設備の電源を共用することができるものとする。

オ 電源は、配電盤又は分電盤により分岐し、回路の分岐点から3m以下の箇所に各極を同時に開閉できる開閉器及び過電流遮断器（定格遮断電流20A以下のもの）を設置すること。

カ 開閉器等の見やすい箇所に、自動火災報知設備専用である旨の赤色の表示をすること。

(2) 蓄電池設備

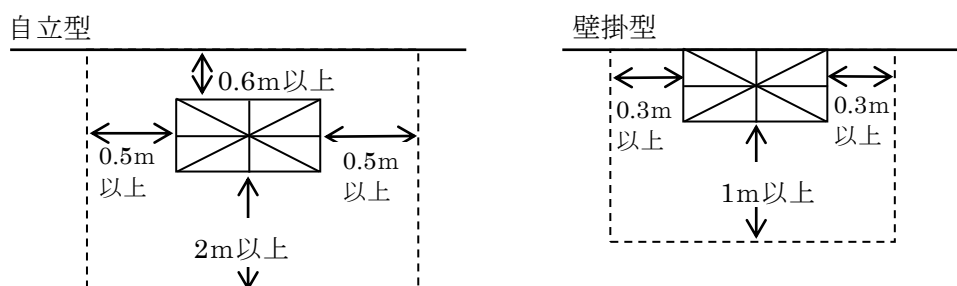
蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）に適合するものを使用すること。

2 受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができるものとする。

3 受信機の設置場所は、次によるものとする。

(1) 温度又は湿度が高く、衝撃、震動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設置しないこと。

(2) 受信機の周囲には、操作上又は点検上障害とならない有効な空間を確保すること（第1図参照）。この場合において、自立型の場合で背面にとびらが等がないものは、背面の空間を省略することができるものとし、操作上又は点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができるものとする。



第1図

(3) 地震等の震動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

(4) 受信機の設置場所相互間に設ける同時に通話することができる装置（以下「同時通話装置」という。）は、次に掲げるものをいう。

ア 発信機（P型1級、T型）

イ 非常電話

ウ インターホン

エ 構内電話で緊急割込の機能を有するもの

(5) 1棟の建築物は、原則として1台の受信機で監視すること。ただし、同一敷地内に2以上の建築物がある等管理上やむを得ない場合にあっては、この限りでない。この場合において、受信場所は努めて1箇所とし、各建物と受信場所相互間に同時通話装置を設け、設備の集中管理を図るものとする。

(6) 非常放送設備を設置する防火対象物にあっては、操作部と併設すること。

4 受信機本体については、次によるものとする。

(1) 検定品とすること。

(2) 1の表示窓には、2以上の警戒区域を表示しないこと。

(3) 主電源は、原則として交流電源とすること。

(4) 増設工事等が予想される場合にあっては、受信機に余裕回線を残しておくこと。

(5) 感知器等を他の設備と兼用するものにあつては、火災信号を他の設備の制御回路等の中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で兼用するものにあつては、この限りでない。

5 警戒区域は、次によるものとする。

(1) 2以上の独立した建築物にわたらないこと。

(2) 表示窓等は、警戒区域、名称等を適正に記入又は火災時に名称等を適正に表示すること。

(3) 警戒区域の面積（天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、その床面積を含む。）が500㎡以下のもので、警戒区域が2の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域内のいずれかの部分に階段が設けられていること。

(4) 階段、傾斜路等にあっては、高さ4.5m以下ごとに1の警戒区域とすること。

(5) 地下2階以下にわたる階段又は傾斜路は、別警戒区域とすること。

(6) 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に2以上ある場合にあっては、それらの1から水平距離50mの範囲内にあるものは同一警戒区域とすることができる。ただし、頂部が3階層以上異なる場合は別警戒区域とすること。

(7) 階数が2以下の階段は、当該階の居室と同一警戒区域とすることができる。

(8) 外気に面して常時開放された下屋（車庫、倉庫等）で、規則第23条第4項第1号口に掲げる場所の警戒区域は、当該部分を含めて設定すること。ただし、軒下等で感知器が設置されない場合は、警戒区域の面積に含めないことができるものとする。

(9) 各階の階段がそれぞれ5m未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、当該階段を直通階段とみなし警戒区域を設定することができる。

(10) 警戒区域は、防火対象物の防火区画、避難区画等にまたがらないように設定すること。

6 蓄積機能は、第5蓄積機能によるものとする。

7 非常放送中における地区音響装置の鳴動停止機能を有するものは、次によるものとする。

(1) 受信機と放送設備とを結ぶ配線を短絡させて地区音響装置の鳴動を停止する方式のものにあつては、当該配線が短絡した旨の表示を受信機の見やすい箇所に自動的に表示できるものとする。

(2) 受信機と放送設備とを結ぶ配線を開放させて地区音響装置の鳴動を停止する方式のものにあつては、当該配線が開放した旨の表示を受信機の見やすい箇所に自動的に

に表示できるものとする。

- 8 特定一階段等防火対象物に設ける受信機で地区音響装置を停止できるものは、停止状態の間に受信機が火災を受信したとき、一定時間内に自動的に再鳴動させるものであること。

(感知器)

第3 感知器の選択及び設置については、次によるものとする。

- (1) 感知器の選択は、規則第23条第4項、第5項及び第6項の規定によるほか、次のとおりとする。

ア 多信号感知器以外の感知器を設置する場合

(ア) 規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所は、別表1の設置場所の環境状態に適応する感知器を選択して設置すること。

(イ) 規則第23条第5項各号に掲げる場所のうち、別表2の環境状態の場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器を設置すること。

(ウ) 規則第23条第6項第2号及び第3号に掲げる場所のうち、別表2の環境状態の場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器又は熱感知器を設置すること。

(エ) (イ)又は(ウ)により煙感知器を設置したときに非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれがある場合にあっては、別表2の適応熱感知器を設置すること。

イ 多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能(種類、感度種別、公称作動温度、蓄積、非蓄積型の別等)のすべてがアの設置条件に適応する感知器を設置すること。

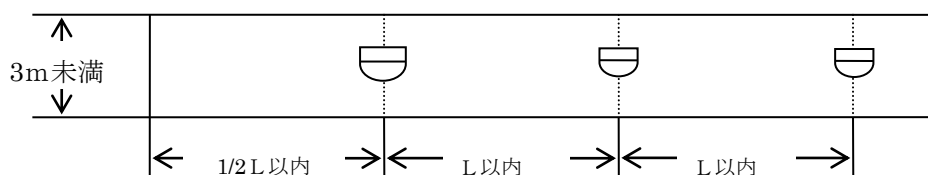
- (2) 感知器の設置は、規則第23条第4項第3号から第9号までの規定によるほか、次のとおりとする。

ア 規則第23条第4項第2号に定める取付け面の高さに応じた感知器がないものにあっては、有効に感知できる部分に限り令第32条を適用し、別表1又は別表2に定める感知器を設置することができる。

イ アの規定により廊下、通路等(幅員3m未満のものに限る。)に熱感知器を設置する場合は、次によること。

(ア) 廊下、通路等の天井面から0.4m以上の突出したはり等がない場合は、建物構造と感知器種別に応じ、次の表に定める歩行距離以内ごとに1個以上の感知器を設置すること。

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	1.5m	1.3m	1.3m	1.0m
非耐火	1.0m	0.8m	0.8m	0.6m

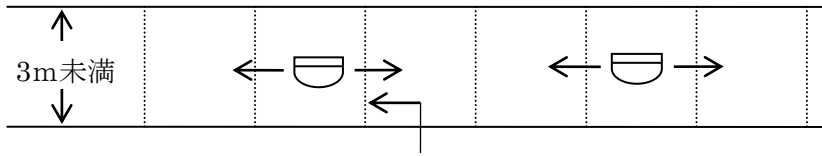


※注 Lは歩行距離

- (イ) 廊下、通路等の天井面から0.4m以上1m未満の突出したはり等により

小区画が連続する場合は、建築構造と感知器種別に応じ、次の表に定める面積以内で隣接する感知区域を1の感知区域とすることができる。

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	20 m ²	15 m ²	15 m ²	13 m ²
非耐火	15 m ²	10 m ²	10 m ²	8 m ²

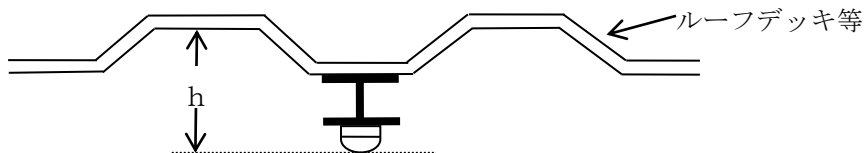


天井面から0.4m以上1m未満突出したはり等

- (3) 取付け面の高さは、次の式により計算して適応する感知器を設置すること。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置に収納される倉庫、格納庫等にあつては、この限りでない。

$$\text{取付け面の高さ} = \frac{(\text{取付け面の最頂部}) + (\text{取付け面の最低部})}{2}$$

- (4) 感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合は最頂部から感知器下端までとすること（第2図参照）。

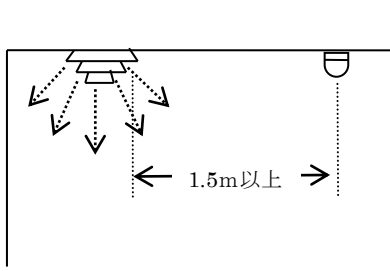


第2図

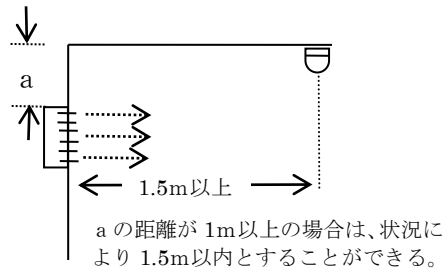
- (5) 取付け面の高さが8mを超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認める場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により火災を有効に感知できる部分には、定温式又は差動式スポット型の感知器を設置することができる。この場合において、1の感知器の受け持つ感知面積は、次の式によること。

$$\text{感知面積} = \frac{8}{\text{取付け面の高さ}} \times \left[\begin{array}{l} \text{規則第23条第4項第3号口の表中} \\ \text{4m以上8m未満の欄に定める面積} \end{array} \right]$$

- (6) 換気口等の付近に感知器（差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。）を設置する場合は、次のとおりとする。ただし、当該換気口等の吹き出し方向が固定され感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。
- ア 換気口等の空気吹き出し口が天井面に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5m以上離して感知器を設置すること（第3図参照）。
- イ 換気口等の空気吹き出し口が天井面から1m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5m以上離れた位置に感知器を設置すること。ただし、吹き出し口が天井面から1m以上離れた壁体に設けられている場合は、1.5m以内とすることができる。（第4図参照）



第3図

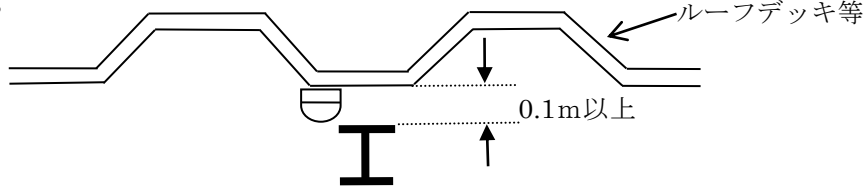


第4図

2 感知区域については、次によるものとする。

(1) 煙感知器の感知区域を構成する間仕切壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方（取付面の下方0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付面の下方0.2m以上×1.8m以上の間隙）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を1の感知区域とすることができる。また、間仕切等の上部に開口部（0.3m以上×0.2m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設置した場合は、当該隣接する感知区域を1の感知区域とすることができる。

(2) ルーフデッキ等とはり（1m未満のものに限る。）に0.1m以上の間隔がある場合は、有効に感知できるものとみなし同一感知区域とすることができる（第5図参照）。



第5図

(3) 規則第23条第4項から第6項までに定める感知器種別ごとに使用場所に適応した感知器を設置するほか、次のとおりとする。

ア 1m未満のはり等により小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、次の表に定める範囲の隣接する感知区域を1の感知区域とすることができる。

感知器の種類		作動式 分布型		作動式 スポット型 補償式 スポット		定温式 スポット型		煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	2種	3種
耐火	4m未満	25 m ²	20 m ²	20 m ²	15 m ²	15 m ²	13 m ²	60 m ²	60 m ²	20 m ²
	4m～8m			20 m ²	15 m ²	10 m ²	8 m ²	60 m ²	60 m ²	20 m ²
	8m～15m	40 m ²	40 m ²	/	/	/	/	40 m ²	40 m ²	/
	15m～20m			/	/	/	/	/	/	/
準耐火	4m未満	20 m ²	20 m ²	15 m ²	10 m ²	10 m ²	8 m ²	60 m ²	60 m ²	20 m ²
	4m～8m			20 m ²	10 m ²	8 m ²	60 m ²	60 m ²	20 m ²	
	8m～15m	40 m ²	40 m ²	/	/	/	/	40 m ²	40 m ²	/
	15m～20m			/	/	/	/	/	/	/

イ 短辺が3m未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が次の表

に定める数値以内ごとに1個以上設置することができる。

感知器種別 建物構造	差動式スポット型		定温式スポット型		煙感知器
	1種	2種	特種	1種	
耐火	1.5 m	1.3 m	1.3 m	1.0 m	廊下、通路に準じて設置すること。
非耐火	1.0 m	0.8 m	0.8 m	0.6 m	

ウ はり等の深さ0.6 m以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあつては0.4 m以上）1 m未満のもので区画された5 m²以下（煙感知器にあつては10 m²以下）の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。

- (4) 取付面の下方0.5 m以上の部分に3 m以上、かつ、20 m²以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とする。
- (5) 火災の感知を妨げる障害物がないこと。
- (6) スポット型の感知器は、1の感知区域で極端に偏在しないように設置すること。ただし、天井高さ4 m未満の水平面に取付ける場合で、取付面のどの部分からも次の表の距離以内となる場合は、この限りでない。

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		
	1種	2種	特種	1種	2種
耐火	9 m	8 m	8 m	7 m	4 m
非耐火	6 m	6 m	6 m	5 m	4 m

3 感知器は検定品とするとともに、じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設置する場合にあつては、防爆型等適当な防護措置を講ずること。

4 感知器の設置方法は、次によるものとする。

(1) 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

機能試験を行うことが困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付け面の高い場所等）に設置するものは、感知器の試験器を設けること。この場合において、感知器と試験器の間の空気管は、感知器に表示された指定長以内とすること。

(2) 差動式分布型（空気管式）感知器

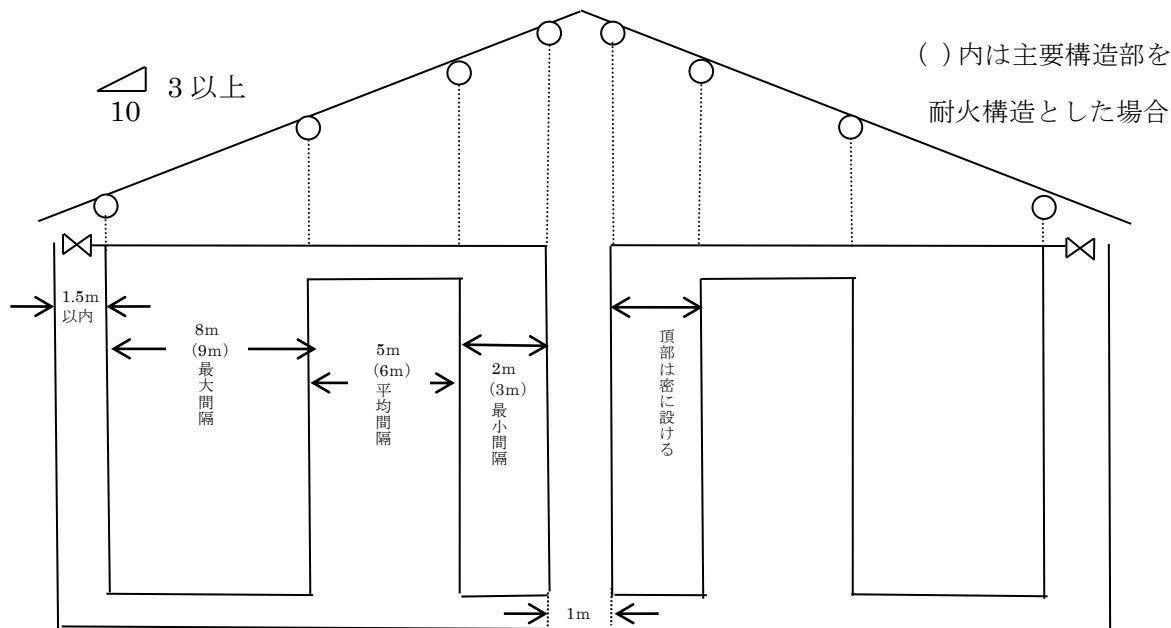
ア 空気管を布設する場合で、メッセージワイヤを使用する場合（空気管とメッセージワイヤのより合わせ及びセルフサポートによる場合を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

イ 3/10以上の傾斜をもつ天井に布設する場合は、その頂上部に空気管を取付け、かつ、当該天井面の上方にあつては2 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては3 m）、下方にあつては8 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては9 m）を超えない範囲で設置し、平均設置間隔は5 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては6 m）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に布設するときの間隔（一辺省略の例）とする（第6図参照）。

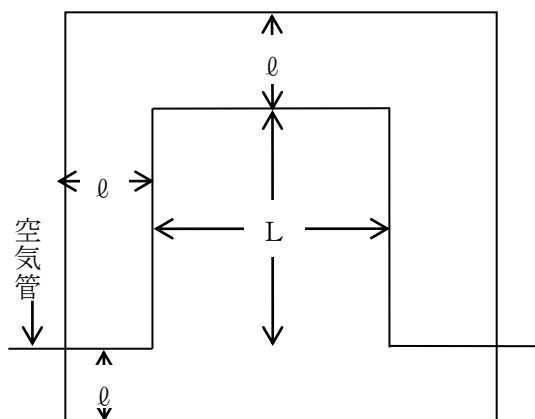
なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設置し、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空

気管を平行に設置すること。

ウ 相対する感熱部の相互間隔は、6 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9 m）以下とすること。ただし、第7図の例により設置する場合は、この限りでない。

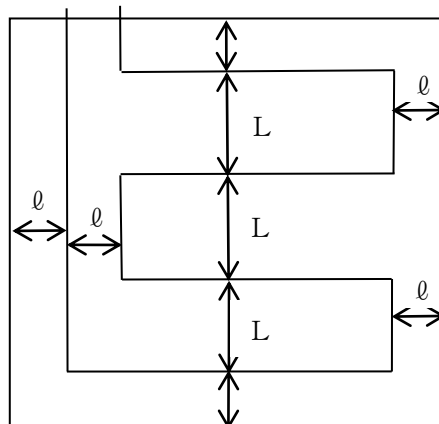


第6図



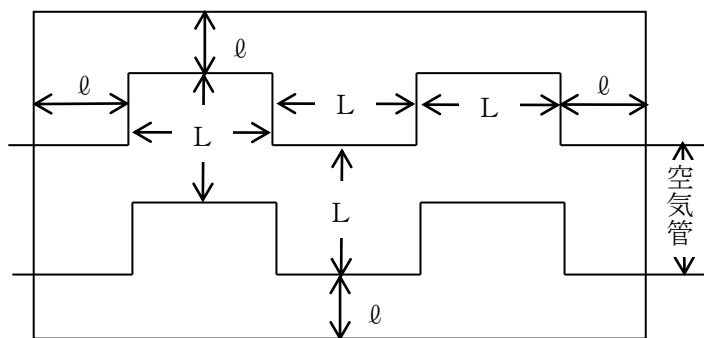
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{m}$ 以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9m以下）

1 辺省略の例



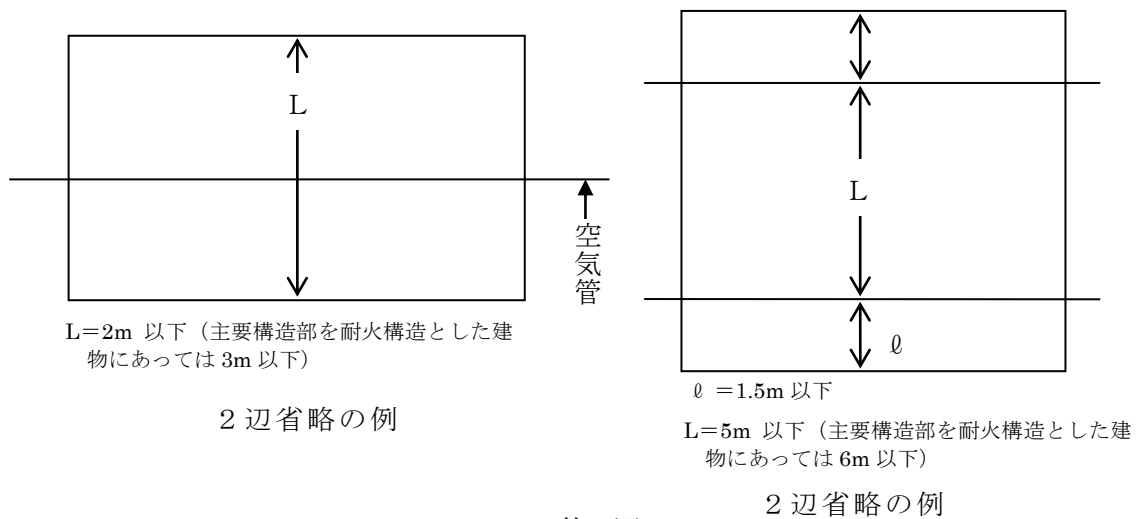
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 5\text{m}$ 以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては6m以下）

1 辺省略の例



$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{m}$ 以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9m以下）

1 辺省略の例

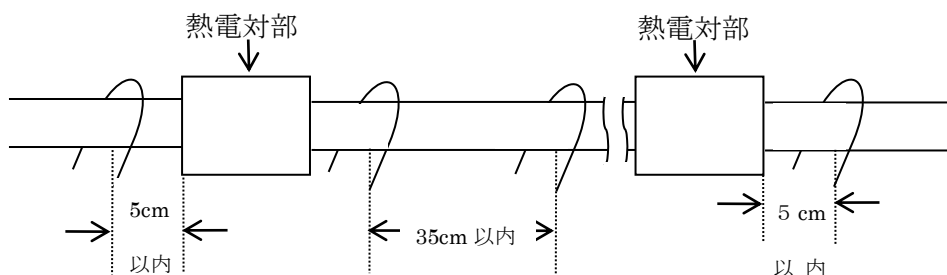


第7図

- エ 空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長が20mに満たない場合は、二重巻き又はコイル巻きとすること。
- オ 深さ0.3m以上0.6m未満のはり等で区切られた小区画が連続しており、はり間隔2m以下の区画にあっては、各区画ごとに長辺に平行して1本以上の空気管を設置すること。ただし、はり間隔1.5m以下の区画にあっては、1区画おきとすることができる。
- カ 天井面が0.6m以上の段違いとなる場合は、高い天井面に感知器を設置すること。この場合において、低い天井面の奥行きが3m以上の場合は、別の感知区域とすること。
- キ 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、この相互間隔を1.5m以内とすること。
- ク 1の検出部に接続する空気管は、長さ100m以下とすること。この場合において、検出部に接続するリード用空気管も長さを含むこと。
- ケ 空気管は、ステーブル等により確実に止めること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。
- コ 壁体の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。
- サ 空気管は、途中で分岐しないこと。
- シ テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気管を設置する場合は、感熱効果が十分得られるよう天井面に露出して設置すること。

(3) 差動式分布型（熱電対式）感知器

- ア 熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は1：4.5以内とすること。
- イ 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、1の検出部につき指定値以下とすること。
- ウ 熱電対部の個数は、1の感知区域ごとに4個以上とすること。
- エ 接続電線は、ステーブル等により確実に止めること。この場合において、熱電対部には、ステーブル等がかからないようにすること（第8図参照）。



第8図

オ 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

(4) 差動式分布型（熱半導体式）感知器

ア 感知区域ごとに、次の表に定める面積により火災を有効に感知するよう設置すること。

取付面の高さ		感知器種別	感知器の種別	
			1種	2種
8m未満	耐火建築物	65 m ²	36 m ²	
	その他の建築物	40 m ²	23 m ²	
8m以上15m未満	耐火建築物	50 m ²	○	
	その他の建築物	30 m ²	○	

○印の部分は、第1項第4号の式を準用すること。
この場合において基準面積は8m未満の数値とする

イ 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は、1の検出部につき指定値以下とすること。

(5) 定温式スポット型感知器

防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式2種の感知器を設置することによって火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式2種の感知器を設置することができる。

(6) 定温式感知線型感知器

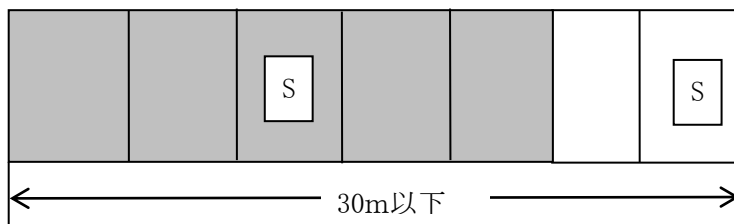
ア 感知線の全長は、受信機の機能に支障のない長さ以下とすること。

イ 1室に1個以上の端子板を設置すること。

ウ 感知線は、ステーブル等により確実に止めること。

(7) 煙感知器（スポット型）

ア 廊下及び通路に設置する場合は、感知器相互間の歩行距離30m（3種にあつては20m）につき1個以上とすること。また、歩行距離30mにつき垂直距離5m未満となる勾配の傾斜路は、通路に準じて設置すること。この場合において、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に1m以上の突き出したはり等がある場合は、第9図の例により設置すること。



隣接する両側の2感知区域までを限度とし煙感知器の有効範囲(灰色部分)とする。

第9図

イ 風速5m毎秒以上となるおそれのある場所に設置する場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設置すること。

ウ エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離15mにつき1個以上設置すること。

エ エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1m²以上のものに限る。）は、最上部に2種以上の感度の感知器を1個以上を設置すること。ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設置することができる。

オ 階段に接続していない10m以下の廊下、通路等で居室等に面して出入口がある場合又は廊下、通路等から階段に至るまでの走行距離が10m以下で階段に設ける扉が常時閉鎖式以外のもの若しくは居室等に出入口がある場合は、当該部分に感知器を設置しないことができる。

- カ パイプシャフトその他これらに類する場所が2の階以下で完全に水平区画されている場合は、熱感知器とすることができる。
- キ 低い天井の居室（天井高が2.3m以下）又は狭い居室（おおむね40㎡未満）に設置する場合は、出入口付近とすること。
- ク 維持管理について著しく人命危険を伴う場所には、光電式分離型感知器又は試験機能を有する熱感知器を設置すること。

(8) 煙感知器（光電式分離型）

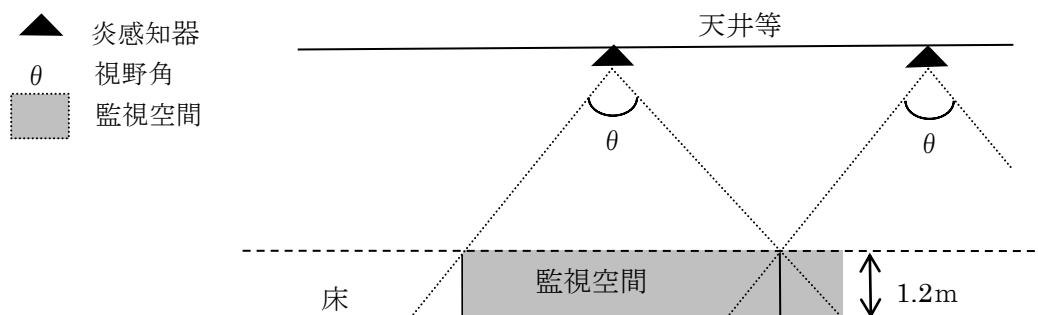
- ア 外光等の影響を受けないように設置すること。
- イ 光軸が外れないように設置すること。
- ウ 隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、火災を有効に感知するように送光部及び受光部を交互に設置すること。
- エ 感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設置する場合は、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持、管理及び点検のため天井等の部分に通路等を設ける場合にあつては、隣接する感知器の水平離隔距離を1m以内とすること。

(9) 多信号感知器

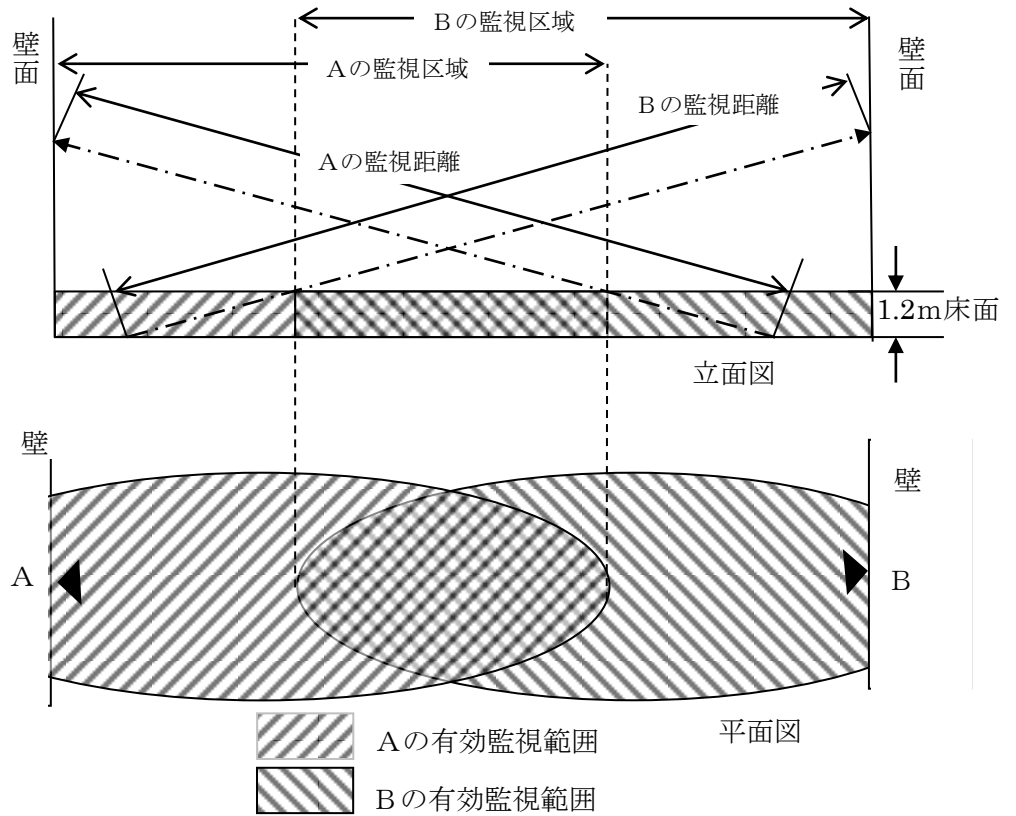
多信号感知器の取付け高さは、当該感知器が規則第23条第4項第2号に定める取付け面の高さの異なる感知器の種別を有する場合にあつては、取付け面の高さの一番低い種別として設置すること。

(10) 炎感知器

- ア 規則第23条第4項第7号の4の規定によるほか、次により設置すること。
 - (ア) 室内に設置するものにあつては屋内型を、屋外に設置するものにあつては屋外型とすること。ただし、軒下又は上屋の下部等で雨水のかかるおそれがない場所に設置する場合は、屋内型とすることができる。
 - (イ) 壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設置すること（第10図、第11図参照）。



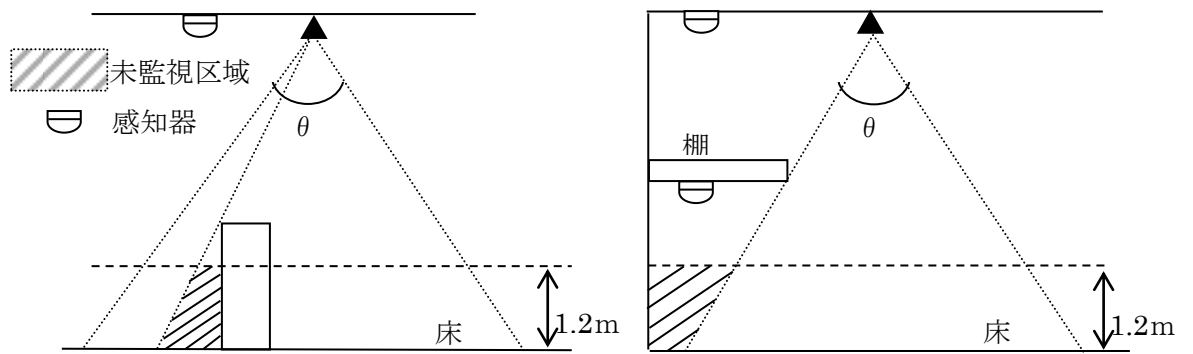
第10図



- 注 1 監視距離とは、監視空間の各部分から感知器までの距離をいう。
 2 監視範囲とは、1の感知器が監視することができる範囲をいう。

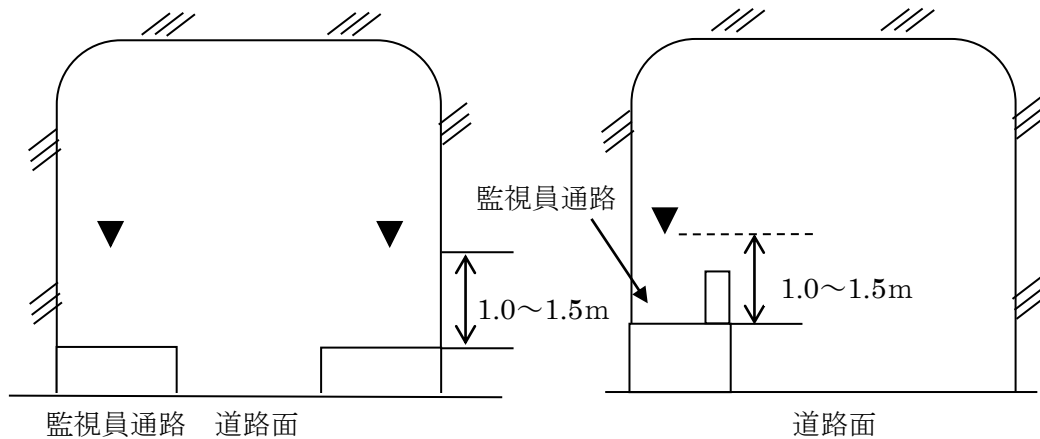
第 1 1 図

(ウ) 監視空間内に1.2mを超える障害物等がある場合及び1.2mを超える位置に棚等がある場合は、当該部分を監視する感知器を別に設置すること（第 1 2 図参照）。



第 1 2 図

- (エ) ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離は、当該感知器の監視することができる距離のおおむね $1/2$ 以上となるように設置すること。
- イ 道路の用に供する部分に設置する場合は、次によること。
- (ア) 道路型を設置すること。
- (イ) 道路面（監視員通路が設けられている場合は、当該通路面）から、高さ1.0m以上1.5m以下の部分に設置すること（第 1 3 図参照）。



第13図

ウ 規則第23条第4項第1号ホに定める場所のほか、次に掲げる非火災報を発するおそれのある場所以外の場所に設置すること。

(ア) 紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

- a ハロゲン灯、殺菌灯、電撃殺虫灯等が設置されている場所
- b 屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所
- c 火花を発生する機器等が設置されている場所

(イ) 赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

赤外線を発する機器が設置され、当該機器により非火災報を発生するおそれのある場所

エ 規則第23条第5項第5号に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有効に感知できない場合は、令第32条を適用して、光電式分離型感知器又は煙感知器を設置することができる。

オ 障害物等により炎感知器で火災を有効に感知できない場合は、当該場所に適応する熱感知器又は煙感知器を設置すること。ただし、当該場所が規則第23条第4項第1号ロに掲げる部分の場合は、感知器の設置を省略することができる。

(11) アナログ式感知器

第7号及び第8号の規定に準ずるほか、次のとおりとする。

ア 熱アナログ式スポット型感知器は、定温式特種として取り扱うこと。

イ イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式分離型感知器を設置する場合は、設置場所の天井高さ及び床面積に適合する注意表示及び火災表示に係る表示濃度の設定とすることにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適合する種別の感知器を設置させること。

(中継器)

第4 中継器の常用電源は、次によるものとする。

(1) 交流電源

ア 受信機から電源の供給を受ける中継器は、第2第1項第1号アからウまでの規定を準用すること。

イ 受信機から電源の供給を受けない中継器は、第2第1項第1号の規定を準用するほか、次によること。

(ア) 中継器の電源が停止した場合、ただちに受信機にその旨の信号を送る機能を有すること。

(イ) 予備電源の良否を試験する機能を有すること。

(2) 蓄電池設備は、第2第1項第2号の規定を準用すること。

2 非常電源は、第2第2項の規定を準用するものとする。

3 中継器の設置場所は、次によるものとする。

(1) アドレスを付加するために感知器上部に取り付けるものを除き、天井、壁及び床が不燃材料又は準不燃材料で区画され、かつ、開口部を防火戸とした場所の点検に便利な箇所に設置すること。ただし、金属製ボックス又は難燃性ボックスに納める等防火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

(2) 裸火等を用いる火気使用設備から5m以内の位置に設置しないこと。ただし、熱による影響がなく維持管理できる場合は、この限りでない。

(3) 振動が激しい場所、腐食性ガスの発生する場所等機能障害を生ずるおそれのある場所に設置しないこと。

4 中継器は検定品とする。

5 蓄積機能は、第5蓄積機能によるものとする。

(蓄積機能)

第5 蓄積式受信機及び蓄積式中継器は、次によるものとする。

(1) 蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合は、1の警戒区域ごとに、次のとおりとする。

ア 感知器を接続する場合にあっては、当該感知器の公称蓄積時間と当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間（接続される感知器の種類によって当該中継器等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計の最大時間をいう。以下同じ。）が60秒を超えないこと。

イ 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間が20秒を超えないこと。

(2) 感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものとする。

(3) 蓄積式受信機及び蓄積式中継器は、発信機を操作した場合に蓄積機能を自動的に解除するものとする。

(4) 蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設置すること。この場合において、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。

2 蓄積付加装置は、次によるものとする。

(1) 感知器との接続は、前項第1号の規定に準ずること。

(2) 蓄積付加装置を接続する受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機とすること。

(3) 蓄積機能の解除は、前項第3号の規定に準ずること。

(4) 設置場所は、前項第4号の規定に準ずること。

(5) 蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うこと。

(発信機)

第6 発信機の設置場所は、次によるものとする。

(1) 廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設置すること。

(2) 発信機の押ボタンの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下とすること。

2 発信機の設置方法は、次によるものとする。

(1) 次に掲げる場所に発信機を設置する場合は、防食型、防水型又は適当な防護措置を講じたものとする。

ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

イ 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

ウ 開放廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所（屋外型発信機を設置する場所を除く。）

- (2) 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設置するリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。
- (3) T型発信機を設置する場合は、規則第25条の2第2項の起動装置とみなすことができる。

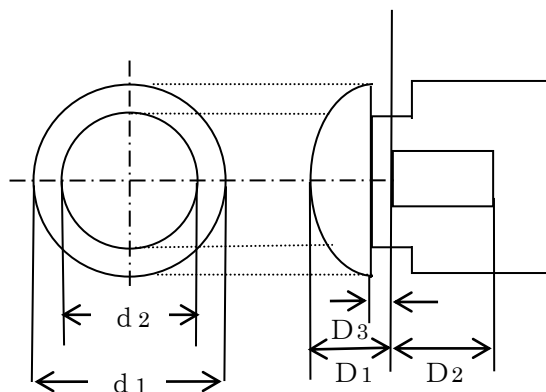
3 発信機の機能等は、次によるものとする。

- (1) 検定品とすること。
- (2) 巡回記録装置、電話、消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあっては、共用させることにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。
- (3) 原則として受信機に適応するものを設置すること。

4 標識板及び表示灯は、次によるものとする。

- (1) 標識は標識板を用いるものとし、発信機の上方に設置すること。ただし、発信機の付近に常夜灯がない場合は、表示灯を発信機の上部に設置すること。
- (2) 標識は通行に支障がなく、認識されやすいものとする。
- (3) 標識板は短辺が8cm以上で短辺と長辺の比は1対3とし、かつ、赤地に白文字で「火災報知機」と容易に消えない方法で表示すること。
- (4) 表示灯は、常時点灯の赤色とすること。この場合において、取付面と15度以上の角度となる方向にそって10m離れた位置から点灯していることが明確に判別できるものとし、その形状は、次の表によること。

外形寸法 名称	D1	D2	D3	d1	d2
表示灯	50~ 65mm	40mm 以下	20mm 以下	90~ 100mm	65mm 以上



(音響装置)

第7 音響装置の設置場所は、次によるものとする。

- (1) 音響効果を妨げるような障害物のある場所には、設置しないこと。
- (2) 外傷を受けるおそれのある場所には、設置しないこと。

2 音響装置の設置方法は、次によるものとする。

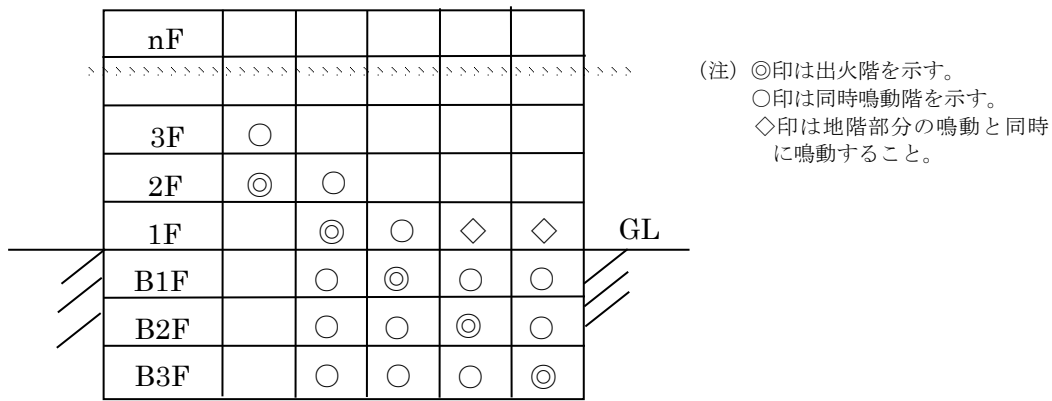
- (1) ベルの鳴動により、設備に振動を与えないよう設置すること。
- (2) 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等に音響装置、副受信機等を設置すること。
- (3) 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB（居室にあっては60dB）以上の音圧を確保すること。この場合において、事前に騒音が把握できる場所は、当該騒音よりおおむね6dB以上の音圧を確保すること。

3 音響装置の構造等は、次によるものとする。

- (1) 音色は、他の機器の騒音等と明らかに区別できること。
- (2) じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設置する場合は、防爆型等適当な防護措置を講じたものとする。
- (3) 地区音響装置の基準（平成9年消防庁告示第9号）に適合すること。

4 鳴動方法は、次によるものとする。

- (1) 地区音響装置の鳴動方法は、次号による場合を除き、原則として全館一斉鳴動とすること。
- (2) 規則第24条第1項第5号ハに定める防火対象物にあっては、次によること。
 - ア 第1報の感知器が作動した場合は、第14図に示す鳴動方式とすること。



第14図

イ 第1報の後に新たな火災信号として次の信号を受信した場合には、全館一斉鳴動に切り替わること。

(ア) 第1報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器が作動した旨の信号

(イ) アナログ式自動火災報知設備等で、火災信号を個別かつ多段階に識別できる自動火災報知設備については、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号

(ウ) 発信機からの信号

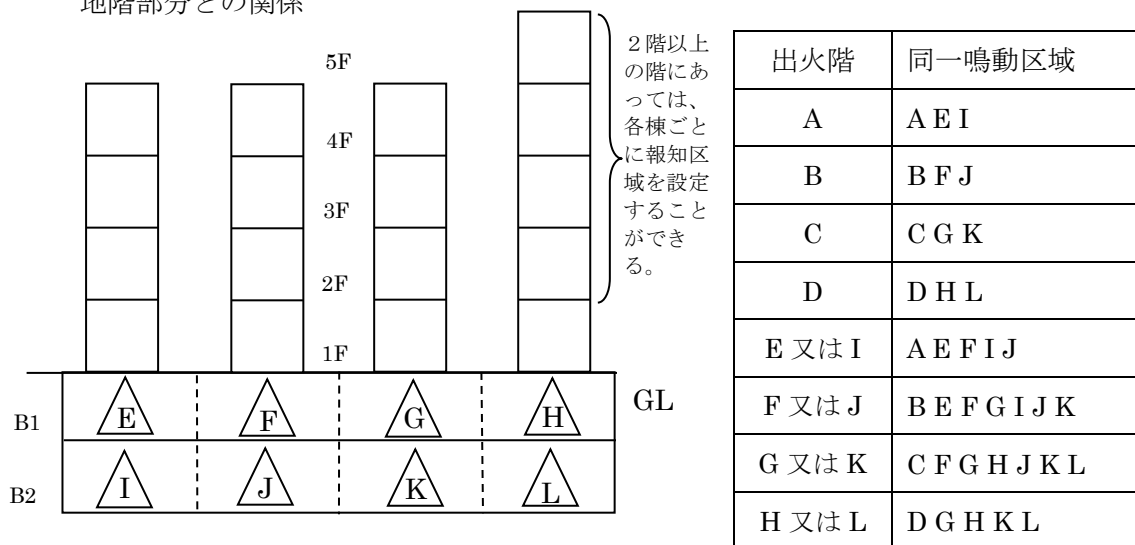
ウ 第1報の感知器が作動シアの方式による警報が鳴動してから原則として3分経過した場合には、イの新たな火災信号の入力がない場合でも自動的に全館一斉鳴動に切り替わること。

(3) 大規模な建築物の報知区域は、次によることができる。この場合において、地区音響装置の鳴動は、隣接する他の報知区域と同一に鳴動できるものとする(第15図、第16図参照)。

ア 1の防火対象物が地階、人工地盤等で接続された建築物群にあっては、各棟の管理区分ごと、かつ、防火区画等の部分ごとに1報知区域とすることができる。

イ 1の階が広大な防火対象物にあっては、当該階の防火区画等ごとに1報知区域とすることができる。この場合において、1報知区域の面積は、努めて1,200㎡以上とし、地階部分の鳴動区域には、避難上有効な階段等が含まれていること。

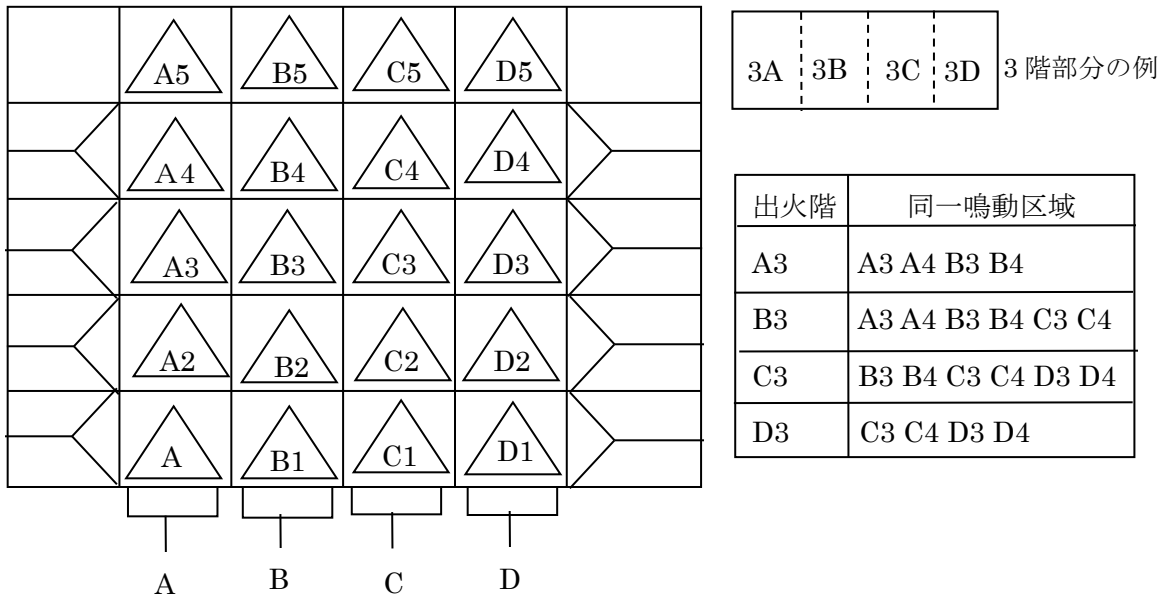
地階部分との関係



注 △は報知区域番号を示す。

第15図

地上階の部分



注 △は報知区域番号を示す。 第16図

5 規則第25条の2に定める非常放送設備を設置し、自動火災報知設備の作動と連動して非常放送設備を起動させる場合は、地区音響装置を省略することができるものとする。

(付属品)

第8 付属品には、次のものを備えるものとする。

- (1) 予備電球
- (2) 予備ヒューズ
- (3) 取扱説明書
- (4) 受信機回路図
- (5) 予備品交換に必要な特殊な工具
- (6) 警戒区域一覧図

(配線及び工事方法)

第9 使用する電線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）は、工事の種類に応じ、次の表に適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有するものとする。

工事の種類	電線の種類	電線の太さ
屋内配線	JIS C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75m ² 以上
	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	导体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	导体直径 1.0 mm以上
	JCS 416 (600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	导体直径 1.0 mm以上
	JCS 417 (600V耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	导体直径 1.0 mm以上
	JCS 418A (600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF))	导体直径 1.0 mm以上
屋側又は屋外配線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	导体直径 1.0 mm以上
	JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	导体直径 1.0 mm以上
	JCS 416 (600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	导体直径 1.0 mm以上
	JCS 417 (600V耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	导体直径 1.0 mm以上
	JCS 418A (600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF))	导体直径 1.0 mm以上

架空配線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.0mm以上の硬銅線*
	JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (0W))	導体直径 2.0mm以上
	JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	導体直径 1.0mm以上
	JCS 418A (600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF))	導体直径 1.0mm以上
地中配線	JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	導体直径 1.0mm以上
	JCS 418A (600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF))	導体直径 1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線**	JCS 369A(警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (一般用 (AE, EM-AE), 屋内専用 (オクナイ AE, オクナイ EM-AE)))	導体直径 0.5mm以上

備考 *は、径間が10m以下の場合、導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

**は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げるJCS 369以外の規格に適合する電線でそれぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

注 JIS：日本産業規格、JCS：日本電線工業会規格

2 配線の防護措置及び工事方法は、次によるものとする。

(1) 配線には、落雷等による過電流、短絡または断線及びその他の事故に対する措置として、次の防護措置を講ずること。

ア R型自動火災報知設備の配線は、階ごと、かつ、3,000㎡以下ごとに断路器を設置し、短絡及び断線が生じた場合でも設備全体に波及しないものとする。

イ 感知器配線は、努めて次号の屋内配線の例により施設すること。

(2) 屋内配線工事は、次の金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、ステップどめ工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の方法とすること。

ア 金属管工事

(ア) 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。

(イ) 金属管は、JIS C 8305 (電線管「鋼製」)に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあつては、1.2mm以上、その他にあつては、1mm以上とすること。ただし、継手のない長さ4m以下の電線管を乾燥した露出場所に施設する場合は、0.5mm以上とすることができる。

(ウ) 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものとする。

(エ) 金属管の屈曲部の曲率半径は、管内径の6倍以上とすること。

(オ) 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1箇所のためみ角度は90度以下とすること。

(カ) 屈曲部 (直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。) が3箇所を超える場合又は金属管のわたり長さが30m以上の場合、電線の接続を容易に行うことができる場所にプルボックス又はジョイントボックスを設置すること。なお、ボックス内には、水が浸入しない措置を講ずること。

(キ) 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合わせ及び締付けを十分に行うこと。

(ク) メタルラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合には、十分に絶縁させること。

イ 合成樹脂管工事

- (ア) 合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 合成樹脂管は、J I S C 8 4 3 0 (硬質ビニル管) に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有すること。
- (ウ) 合成樹脂管相互及びボックスの接続は、管のさし込み深さを管の外径の1.2倍(接着剤を使用する場合は0.8倍)以上とし、堅ろうに行うこと。
- (エ) 管の支持点間は、1.5m以下とし、管端、管とボックスの接続点又は管相互の接続点の支持点間の距離は、0.3m以下とすること。
- (オ) 温度又は湿度の高い場所に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- (カ) 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- (キ) 壁体を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講ずること。
- (ク) その他、アの金属管工事に準じて行うこと。

ウ ケーブル工事

- (ア) ケーブルを造営材の面に沿って取付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2m以下とし、ケーブルの被覆を損傷しないように取付けること。
- (イ) ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないように施設すること。
- (ウ) 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- (エ) 壁体を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講ずること。

エ 金属ダクト工事

- (ア) 金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に確認できる場合は、この限りでない。
- (イ) 金属ダクトに収める電線の断面積(絶縁被覆を含む。)の総和は、ダクト内断面積の50%以下とすること。
- (ウ) 金属ダクト内面は、電線の被覆を損傷しないものとする。
- (エ) 金属ダクト内の電線を外部に引出す部分に係る工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とすること。
- (オ) 金属ダクトは、幅が5cmを超え、かつ、厚さ1.2mm以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有すること。
- (カ) 金属ダクトの支持点間の距離は、3m以下とすること。
- (キ) 金属ダクトには、さび止等の防食措置を講ずること。

オ ステープルドめ工事

- (ア) 点検できない隠ぺい場所又は周囲温度が60℃以上となる場所には、用いないこと。
- (イ) 外傷を受けるおそれのある場所、湿度の高い場所等に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- (ウ) ステープルの支持点間距離は、0.6m以下とすること。
- (エ) 壁体等を貫通する部分は、がい管等により防護措置を講ずること。
- (オ) 立上がり又は引下がり部分には、木製線ぴ、金属線ぴ等により防護措置を講ずること。

カ 可とう電線管工事

- (ア) 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないものとする。
- (ウ) 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- (エ) 可とう電線管相互の接続は、カップリングを使用し、可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続は、コネクタを使用すること。
- (オ) 可とう電線管の支持点間の距離は、1m以下とし、サドル等で支持すること。

(3) 地中配線

- ア 地中配線工事は、管路引入れ式、暗きょ式又は直接埋設式とすること。
- イ 管路引入れ式、暗きょ式及び直接埋設式は、次によること。
 - (ア) 地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造とすること。
 - (イ) 地中箱の底部には水抜きを設けること。
 - (ウ) 火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3m以上（特別高圧の電力ケーブルの場合は0.6m以上）離すこと。ただし、電磁的に遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設置する場合は、この限りでない。
- ウ 直接埋設式による場合の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあつては1.2m以上、その他の場所にあつては0.6m以上とすること。

(4) 架空配線

- ア 架空配線に用いる支持物は、本柱、コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔とすること。
- イ 木柱、コンクリート柱等の支持等は、根入れを支持物の全長の1/6以上とし、かつ、埋設深さを0.3m以上とすること。
- ウ 支線及び支柱
 - (ア) 支線は、その素線の直径が3.2mm以上の垂鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものを用いるとともに、素線には、3条以上より合せしたものを使用すること。
 - (イ) 支線と支持物は、堅固に取付けること。
- エ 火災報知設備の架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電線等が接近又は交さる場合は、次によること。

架空電線別		電線別	離隔距離
他の架空電線			
低圧架空電線	低圧絶縁電線又はケーブル	裸線	0.6m以上
		600V絶縁電線と同等以上又は通信ケーブル	※0.3m以上
	高圧絶縁電線又はケーブル	裸線	※0.3m以上
		600V絶縁電線と同等以上又は通信ケーブル	※0.15m以上
	裸線	裸線	(垂直距離) 6m以上
		裸線	※1m以上
高圧架空電線	高圧絶縁電線	裸線	0.8m以上
	高圧ケーブル	裸線	6m以上
	裸線	裸線（垂直距離）	6m以上
		裸線	※1.2m以上
		裸線（水平距離）	1.2m以上

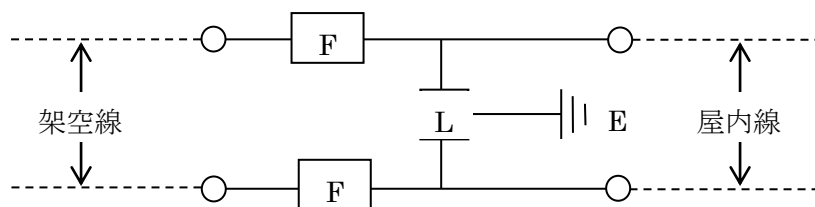
※印は、誘導障害がない場合にのみ。

- (ア) 架空電線と他の架空電線路の支持物との距離は、低圧架空電線路にあつては、0.3m以上、高圧架空電線路にあつては、0.6m以上（電線がケーブルの場合は、0.3m以上）とすること。

- (イ) 架空電線と建築物等との距離は、0.3 m以上とすること。
- (ウ) 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の上方に施設しないこと。ただし、施工上止むを得ない場合で、架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。
- (エ) 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線と接近する場合で、架空電線を低圧架空電線の上方に施設する場合にあっては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上とすること。
- (オ) 架空電線の高さは、次によること。
 - a 道路を横断する場合は、地表上6 m以上とすること。
 - b 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上5.5 m以上とすること。
 - c a又はb以外の場合は、地表上5 m以上とすること。ただし、道路以外の箇所に施設する場合は、地表上4 m以上とすることができる。
- (カ) 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線と共架する場合は、次によること。
 - a 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の下に施設すること。
 - b 架空電線と他の架空電線の離隔距離は、架空電線が低圧架空電線にあっては0.7 m以上、高圧架空電線にあっては1.5 m以上とすること。
 - c 架空電線は、他の架空電線により誘導障害が生じないように施設すること。
- (キ) (ア) から (カ) までによるほか、架空電線については、次によること。
 - a つり線配線（メッセンジャーワイヤ）に用いるつり線は、亜鉛メッキ鋼より線とし、太さは、次の表によること。

ケーブルの種類	つり線の太さ (mm ²)
ケーブル 0.65mm 10 P C 以下	断面積 22
〃 0.65 〃 20 P C 〃	〃 30
〃 0.65 〃 50 P C 〃	〃 45
〃 0.65 〃 100 P C 〃	〃 55

- b 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤ等で堅ろうに支持するとともに、外傷絶縁劣化等を生じないように施設すること。
- c 架空電線の引込み口及び引出口には、がい管又は電線管を用いること。
- d 架空電線の架空部分の長さの合計が50 mを超える場合は、第17図に掲げる保安装置を設置すること。ただし、架空配線が有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。



F : 定格電流 7A 以下の自動遮断器
 L : 交流 500 v 以下で作動する遮断器
 E : 第 D 種設置工事

第 17 図

(5) 屋外配線

- ア 金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取付ける場合は、その支持点間の距離を2 m以下とすること。
- イ メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に施設する場合は、

十分に絶縁すること。

(6) 接地

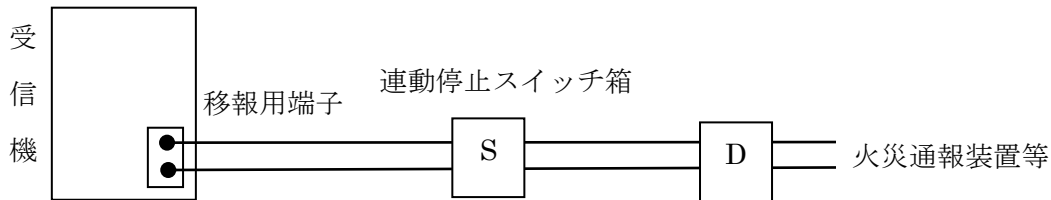
ア 接地線は、導体直径1.6mm以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。

イ 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設置しないこと。

(自動火災報知設備と火災通報装置等の接続)

第10 自動火災報知設備に火災通報装置又は警備会社等の遠隔移報装置(以下「火災通報装置等」という。)を接続する場合は、次によるものとする。

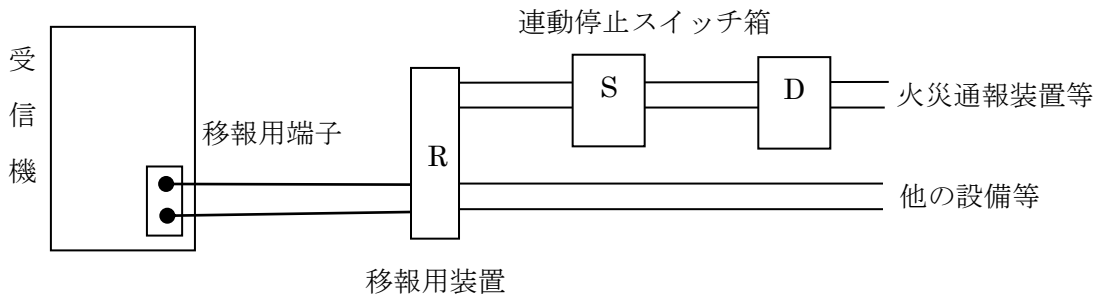
(1) 受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合



注 移報用端子には「火災通報装置用」である旨を表示すること。

第18図

(2) 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備に使用されている場合

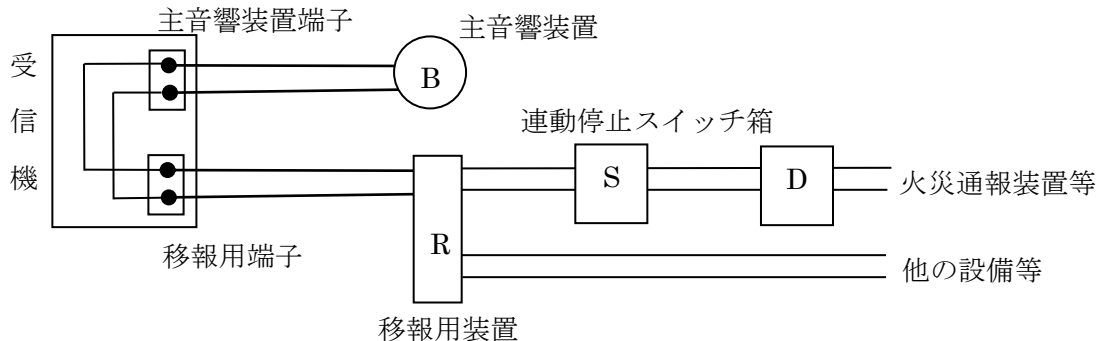


注1 移報用装置は、他回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

2 移報用装置の端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第19図

(3) 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合



注1 移報用装置は、他回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

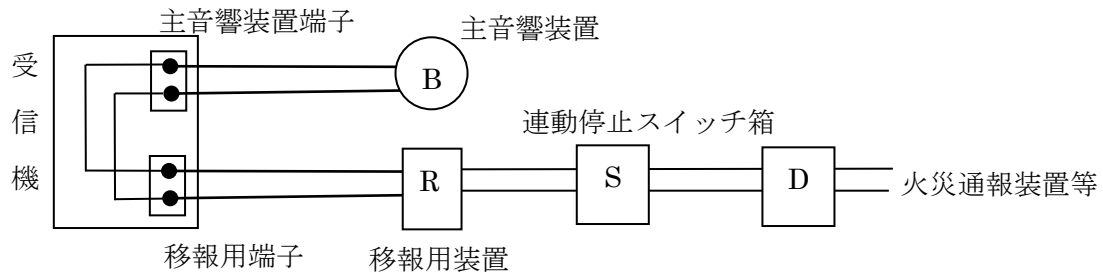
2 移報用装置の端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

3 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

4 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により用意に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続するものとする。

第20図

(4) 受信機に接続用端子が設けられていない場合



注1 新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

2 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

3 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続するものとする。

第21図

2 移報用装置等の設置については、次によるものとする。

- (1) 移報用装置は、受信機の直近で点検が容易な位置に設置すること。
- (2) 連動停止スイッチ箱は、受信機又は火災通報装置等の直近で、点検が容易な位置に設置すること。
- (3) 移報用装置及び連動停止スイッチ箱を接続することにより自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。
- (4) 移報用装置及び連動停止スイッチ箱の電源は、停電時においても電源の供給ができるものとする。この場合において、当該電源を受信機より供給するものにあつては、非常電源の容量を自動火災報知設備の作動に支障ないものとする。
- (5) 受信機から移報用装置及び連動停止スイッチ箱までの配線は、第9第1項の表中の屋内配線の規定に準ずるものとする。
- (6) 受信機に移報用装置及び連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子の機能に支障をきたさないものとする。
- (7) 受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

別表1 (第3第1項第1号ア (ア) 関係)

設置場所の環境状態と適応感知器 (1)

設置場所			適応感知								炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式				
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
規則23条第4項第1号二(イ)から(ト)間で二(イ)から(ト)までに掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積場、荷捌所、塗装室、紡績、製材、石材等の加工場、荷造場、集じん室、石炭庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 差動式分布型感知器を設置する場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものとする。 2 補償式スポット型感知器を設置する場合は、防水型を使用すること。 3 定温式感知器を設置する場合は、特種を使用すること。 4 紡績、製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設置する定温式感知器は特種で公称温度75℃以下のものを使用すること。
	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、消毒室、抄紙工場、サイダー、ビール、牛乳、ジュース工場の洗浄又は充てん場等、これらに類する場所	×	×	×	○	×	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り設置すること。 2 差動式分布型感知器を設置する場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものとする。 3 補償式スポット型感知器を設置する場合は、防水型を使用すること。 4 定温式感知器を設置する場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場、その他これらに類する場所	×	×	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設置する場合は、感知器が被服され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたもの。 2 補償式スポット型感知器又は定温式感知器を設置する場合は、腐食性ガスの性状にお応じ、酸性型又は耐アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設置する場合は、特殊を使用すること。
	厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業場、ゴミ焼却室、晝安室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室で高湿度となるおそれのある場所に設置する感知器は防水型を使用すること。
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、製造場、鍛造場、圧延場、映写室、スタジオ、サウナ室、熱交換室、照明室、貯湯そう室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
	排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、車路、自家発電室、トラックヤード、荷物取扱所、エンジンテスト室、自動車修理工場、自動車ターミナル、屋内自動車教習所、艇庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	熱アナログ式スポット型感知器を設置する場合は、火災表示に係る設定温度は60℃以下とすること。
	けむりが多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウェータ、事務室、休憩室及び控え室、飲食店の客席、厨房周辺の廊下及び通路、食堂、給食室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設置する定温式感知器は、特殊を使用すること。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を設置しないこと。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッカー	×	×	○	○	○	○	○	○	×	1 補償式スポット感知器及び定温式感知器を設置する場合は、防水型を使用すること。

別表2 (第3第1項第1号ア (イ) (ウ) (エ) 関係)

設置場所の環境状態と適応感知器 (2)

設置場所		適応熱感知器			適応煙感知器						炎感知器	備考	
環境状態	具体例	差動式	補償式	定温式	イオン化式スポット		光電式スポット		光電式分離型				
					非蓄	蓄積	非蓄	蓄積	非蓄	蓄積			
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場、遊技場、喫煙所、更衣室、小規模な事務室(40㎡未満)、ロッカー室、談話室、面会室、衣装室、その他これらに類する場所	○	○	○					○	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室、寄宿室、就寝施設のある管理人質、用務員室、休憩室及び警備室、病室、保険室、その他これらに類する場所					○		○	○	○			
煙以外の微粒子が浮遊している場所	地下街通路、ファンルーム、その他これらに類する場所					○		○	○	○	○		
風の影響を受けやすい場所	玄関、ロビー、ピロティ、神社等の拝殿、礼拝堂、神殿、神楽殿、観覧場、ホワイエ、野外音楽堂の舞台、塔屋にある機械室、空調機械室、ゴルフ練習場、車両の待合室、その他これらに類する場所	○						○	○	○	○		差動式感知器を設置する場合は、分布式とすること。
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	廊下、階段、通路、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、厨房外のダムウェータ、その他これらに類する場所							○		○	○		
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室、ケーブルシャフト、密閉倉庫、書類、衣類等が多量に收容される室							○	○	○	○		
大空間で、かつ、天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場・機械室、観覧席上部で感知器取付け高さが8m以上の場所、公会堂、講堂、舞台部、室内競技場、議場、大展示場、大宴会場、ホール、プラネタリウム、その他これらに類する場所	○								○	○	○	差動式感知器は、分布型を使用すること。

注1 ○印は当該設置場所に適応することを示す。

- 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近(光電式分離型感知器にあっては、光軸)が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式非蓄積型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに注意すること。
- 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用すること。
- 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
- 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所については、天井高さが1.5m未満の場合は差動式分布型又は光電式分離型2種を、天井高さが2.0m未満の場合は光電式分離型1種を、天井高さが2.0m以上の場合は原則として炎感知器を使用すること。
- 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが票により適応感知器とされたものとする

こと。

- 8 発生する煙が黒い場合には、イオン化式又は光電式分離型を使用すること。